

豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高層共同住宅水道受給者と一般の水道受給者との水道料金、下水道使用料及び地域下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定上の公平を図るために、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）と中高層共同住宅設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）が締結する中高層共同住宅水道特別取扱契約（以下「中高層特約」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 親メーター 事業管理者が設置する給水メーターをいう。
- (2) 子メーター 設置者等が中高層共同住宅の各戸に設置する受水槽以降の個別居住者の給水設備に設置された集中受信装置による遠隔指示集中検針方式メーターをいう。
- (3) メーターユニット 圧着型のメーター接続金具のほかメーターの上流側に開閉防止付ボール止水栓、下流側にボールリフト式逆止弁が附属し、これらが一体的になっている金属製台座をいう。

(対象住宅)

第3条 中高層特約の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 3階以上の建物で受水槽方式により給水される共同住宅
- (2) 3階以上の業務住宅併用建物で業務用部分の給水装置等が共同住宅部分の給水装置等と独立して設置され、受水槽方式により給水される共同住宅部分

(契約条件)

第4条 設置者等は、次に掲げる事項を遵守し、受水槽以降の給水設備を設置しなければならない。

- (1) 給水設備は、豊橋市指定給水装置工事事業者が施行すること。ただし、事業管理者が構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。
- (2) 子メーターは、遠隔指示集中検針方式とし、設置者等の負担で設置すること。
- (3) 子メーターは、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく検定に合格したもので、保守点検及び取替えが容易なものとし、その設置箇所は漏水等により階下に被害を及ぼさないよう防水及び排水に必要な措置を講ずること。
- (4) 原則として、子メーターの一次側には逆止弁内蔵式ボール止水栓を設け、二次側には止水栓を設けること。ただし、設置場所の状況により、設置者等が希望する場合は、メーターユニットを使用することを認めるものとする。
- (5) 高層の共同住宅（7階以上）においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条の規定により連結送水管を設置し、保守点検が容易な場所に消火用補給水槽等消防用の水量を計測する隔測メーターを設置すること。
- (6) 集中検針盤の設置箇所は、暗証番号等（オートロック）を必要とせずに、検針員が自由に出入りでき、検針が安全かつ容易にできる場所とし、その高さは1.5メートル以上2.0メートル以内とすること。
- (7) ポンプ故障等受水槽関連事故に備え、緊急非常用水栓及びメーターを別に設置すること。

- (8) 親メーターの水量と子メーターの合計水量の許容誤差は、10パーセント以内とすること。
 - (9) 受水槽以降の給水設備の維持管理等の責任のすべては、設置者等が負うこと。
 - (10) 受水槽には、満減水位警報装置を設置すること。
- 2 前項第4号のメーターユニットは、概ね水平に設置し、床面に確実に固定すること。ただし、床面に直接固定が困難な場合は、支柱等を使用し、脱落のない方法で確実に固定しなければならない。
- 3 同条第1項第4号のメーターユニットの使用を希望する場合は、使用するメーターユニットの仕様が第2条第3号に適合すると確認できる仕様書及びパンフレット等をあらかじめ事業管理者へ提出し、事前の確認により設置に問題がないことの承認を得なければならない。

(申請)

第5条 中高層特約の適用を受けようとする設置者等は、中高層共同住宅水道特別取扱契約締結依頼書（様式第1）に事業管理者が指示する別表に掲げる図書を添付して事業管理者に提出しなければならない。

(管理人)

第6条 設置者等は、管理人を選定し、中高層共同住宅管理人選定（変更）届（様式第2）により事業管理者に届け出なければならない。

(検査)

第7条 事業管理者は、第5条の規定による申請を受理したときは、書類審査及び実地検査を行うものとする。

- 2 前項の規定による実地検査は、事業管理者、管理人、量水器メーカー及び給水設備を施行した工事事業者の立会いのもと、施設の基準検査及び一斉検針による指針合わせを行うものとする。
- 3 事業管理者が必要と認めたときは、当該建物に対する給水設備の検査ができるものとする。
- 4 前3項の規定による検査の結果、事業管理者が指示した事項については、設置者等は速やかに改善しなければならない。

(契約の締結)

第8条 前条の規定による検査に合格したときは、事業管理者と設置者等は、豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約書（様式第3）により契約を締結するものとする。

(入居者への周知)

第9条 設置者等は、前条により契約を締結したときは、当該共同住宅における水道等の各戸検針及び各戸徴収の条件を明示し、入居者に周知しなければならない。入居者に異動があつた場合も、また同様とする。

(加入金)

第10条 設置者等は、親メーターの口径に基づく加入金を負担しなければならない。

(水道料金等)

第11条 水道料金等は、集中検針盤により事業管理者が検針し、豊橋市水道事業給水条例（昭和33年豊橋市条例第19号。以下「給水条例」という。）第24条、豊橋市下水道条例（昭和41年豊橋市条例第41号。以下「下水道条例」という。）第15条及び豊橋市地域下水道条例

(平成 11 年豊橋市条例第 28 号。以下「地域下水道条例」という。) 第 15 条の規定に基づき算定し、各戸の入居者に請求するものとする。ただし、第 8 条の規定による契約の締結までは、親メーターの指針により設置者等に請求するものとする。

- 2 親メーターの使用水量が子メーターの使用水量の総和に許容誤差の 10 パーセントを加算した水量を超えたときは、その超えた水量を共同負担分の水道料金として算出し、設置者等から徴収する。
- 3 前項で徴収する水道料金は給水条例第 24 条に規定する水量料金のみとする。

(子メーター及び集中検針盤の取替え)

第 12 条 設置者等は、計量法の規定に基づき、子メーターを検定有効期間 8 年以内に、集中検針盤は子メーターの取替え時に併せて 16 年以内に取替えなければならない。ただし、故障等したときはこれによらず速やかに設置者等が修理又は取替えなければならない。それに係る費用は設置者等が負担しなければならない。

- 2 事業管理者は、子メーターの検定有効期間が満了するまでに子メーター等の取替えがされていない中高層共同住宅については、設置者等に対し、検針及び請求方法の変更に関する子メーターの水道使用者への通知について(様式第 4)を事前に送付した上で、当該中高層共同住宅の子メーターの水道使用者に対し、水道料金等の検針及び請求方法の変更について(様式第 5)を送付するものとする。

(給水装置等の維持管理責任)

第 13 条 設置者等は、次の各号に規定する事項について責務を有する。

- (1) 受水槽以降の給水設備の維持管理及び水質保全に努め、修理又は改善等が必要な場合は、速やかに実施すること。
- (2) 子メーターを常に清潔に保存し、設置場所に検針の支障となる物等を設置しないこと。
- (3) 設置者等は、前各号に要する一切の費用を負担すること。

(設置者等の届出義務)

第 14 条 設置者等は、次の各号に該当する場合は、速やかに事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 設置者等又は管理人に変更があったとき。
- (2) 契約内容に変更があったとき。
- (3) 受水槽以降の設備の増設、改善、撤去及び更生工事を施工するとき。
- (4) 受水槽を清掃するとき。
- (5) 緊急非常用水栓を使用したとき。
- (6) 子メーター及び集中検針盤を取替えたとき。
- (7) 満減水位警報装置を設置したとき。
- (8) その他事業管理者が必要と認めたもの。

(セキュリティシステム対応共同住宅)

第 15 条 オートロック装置等が設置されている共同住宅の場合には、設置者等は、その開錠方法又は暗証番号をセキュリティシステム対応共同住宅開錠方法届出(変更)通知書(様式第 6)により事業管理者に通知しなければならない。オートロック装置等を変更したときも同様とする。

- 2 事業管理者は、前項の規定により通知された開錠方法又は暗証番号について、適切に管理し情報漏えい防止のために必要な措置を講じるとともに、検針、水道料金等徴収及びこれらに付帯する業務以外の目的で利用してはならない。
- 3 事業管理者は、設置者等から暗証番号・鍵等を預かった場合は、セキュリティシステム対応共同住宅借用物預り証(様式第 7)を交付するものとする。

(協力義務)

第16条 設置者等は、事業管理者が当該共同住宅入居者に対して推奨する水道料金等口座振替納付について、その周知に協力するよう努めなければならない。

(契約の更新)

第17条 設置者等は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったときは、事業管理者に届け出るとともに、再度契約を締結しなければならない。ただし、変更する内容については、事前に事業管理者と協議をし、事業管理者の指示に従わなければならぬ。

- (1) 第12条の規定により子メーター及び集中検針盤を取替えたとき。
- (2) その他契約書の内容に変更があったとき。

(契約の解除)

第18条 設置者等は、中高層特約を解除しようとするときは、中高層共同住宅水道特別取扱契約解除依頼書（様式第8）を事業管理者に届け出なければならない。

- 2 事業管理者は、中高層共同住宅水道特別取扱契約解除依頼書を受理し適当と認めた場合は、中高層共同住宅水道特別取扱契約解除通知書（様式第9）により中高層特約を解除するものとする。
- 3 前項の規定による解除した後の水道料金等は、親メーターの指針により設置者等に一括請求するものとする。

(子メーターの検定有効期間の満了等に基づく契約期間の終了)

第19条 事業管理者は、設置者等が第12条の規定による子メーター及び集中検針盤の取替えを実施せず契約期間が終了した場合、設置者等に対し、中高層共同住宅水道特別取扱契約期間終了通知書（様式第10）により通知するものとする。

- 2 契約期間が終了した場合において、設置者等に損害が生ずることがあっても、事業管理者はその責めを負わない。
- 3 事業管理者は、契約期間の終了した後の水道料金等については、親メーターの指針により設置者等に一括請求するものとする。
- 4 事業管理者は、契約期間が終了した後、当該中高層共同住宅の子メーターの水道使用者に対し、中高層共同住宅水道特別取扱契約期間終了について（様式第11）を送付するものとする。
- 5 契約期間が終了した後、設置者等が子メーター及び集中検針盤の取替えを実施した場合は、中高層共同住宅水道特別取扱契約締結依頼書により中高層特約を申請することができるものとする。この場合において、第5条に定める事業管理者が指示する別表に掲げる図書の添付及び第7条に定める検査について、内容に変更がない場合は省略することができるものとする。

(是正勧告による契約の解除)

第20条 事業管理者は、設置者等がこの要綱及び契約に違反し、事業管理者の指摘を受けたにもかかわらず是正されない場合は、是正勧告書（様式第12）により是正勧告を行うものとする。

- 2 事業管理者は、前項の規定による勧告後2か月を過ぎてもなお是正しないときは、必要と認めた場合を除き、中高層共同住宅水道特別取扱契約解除通知書（様式第13）により中高層特約を解除するものとともに、子メーターの水道使用者に対し、中高層共同住宅水道特別取扱契約解除について（様式第14）を送付するものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除した場合において、設置者等に損害が生ずることがあっても、

事業管理者はその責めを負わないものとする。

- 4 第2項の規定による解除した後の水道料金等は、親メーターの指針により設置者等に一括請求するものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行前の豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約取扱要綱の規定によりなされた申請及び契約は、改正後の要綱によりなされた申請及び契約とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に提出されている改正前の要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の要綱の規定による様式とみなす。
3 この規則の施行の際にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行前の豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約取扱要綱に関する要綱の規定によりなされた申請及び契約は、改正後の要綱によりなされた申請及び契約とみなす。

別表

申請に必要な図書

図書番号	図書名	備考	関係要綱	必要部数
1	中高層共同住宅水道特別取扱 契約締結依頼書	様式第1	第5条	1部
2	中高層共同住宅管理人選定(変更)届	様式第2	第6条	2部
3	豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約書	様式第3	第8条	
4	セキュリティシステム対応共同住宅開錠方法届出(変更)通知書	様式第6	第15条	1部
5	中高層共同住宅水道特別取扱契約解除依頼書	様式第8	第18条	
6	水道メーター試験検査証明書	計量法に基づく検査	第5条	2部
7	遠隔指示水道メーター取付報告書			
8	遠隔メーター配線系統図			
9	水道メーター及び集中検針盤の構造図	縮尺50分の1以上		
10	水道メーター及び集中検針盤の外観図			
11	配管平面図	各階共通の場合は代表階のみ		
12	側面図 (部屋番号・メーター番号対比表)	姿図・各室又は室番号メーター本体製造番号記入のもの		
13	配管系統図			
14	メーター取付詳細図	縮尺50分の1以上		
15	現地案内図	A4版 現地がわかるもの		

様式第1 (第5条関係)

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

中高層共同住宅水道特別取扱契約締結依頼書

豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱を承諾の上、中高層共同住宅水道特別取扱契約の締結を依頼します。

(中高層共同住宅設置者等)

住 所	〒
名 称 又は 商 号	
代表者 又は 氏 名	
電 話	() —

共同住宅 の名称	
-------------	--

様式第2 (第6条関係)

中高層共同住宅管理人選定(変更)届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者様

(中高層共同住宅設置者等)

住 所	〒		
名 称 又は 商 号			
代表者 又は 氏 名			
電 話	()	—	

豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱に定める管理人を下記のとおり選定(変更)しましたので、お届けします。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			
住所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
管理人 氏名			
電話	()	—	
給水装置番号		排水設備番号	
備 考	指定給水装置工事事業者 電話		

様式第3 (第8条関係)

豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約書

年 月 日

甲 豊橋市牛川町字下モ田 29 番地 1
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 印

乙 住所
氏名 印

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者を甲とし、
乙として「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、各戸検針及び各戸徴収について、下記のとおり契約を締結する。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、互いに記名押印してそれぞれ1通を所持する。

記

第1条 甲は、次に掲げる乙の建物について、本契約に基づいて、 年 月 日から、各戸検針及び各戸徴収を実施する。

共同住宅の所在地	〒
共同住宅の名称	
共同住宅の構造、棟数 及び水道使用戸数	
水道メータ一口径別個数	

第2条 この契約の履行に必要な事項は、本契約各条項及び要綱によるものとし、要綱が改正された場合も同様とする。

第3条 共同住宅に設置する消火栓等を使用する場合には、乙が甲に使用開始（中止）の届出をするものとする。

第4条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

第5条 この契約の期間は、 年 月 日から各戸メーターの検定有効期限の満期である 年 月末までとし、以降、中高層共同住宅水道特別取扱を更新する場合は、子メーター取替え後再度契約を締結しなければならない。

(契約書に添付し契印する書類)

※ 豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱

様式第4 (第12条関係)

年 月 日

(中高層共同住宅設置者等)

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

検針及び請求方法の変更に関する子メーターの水道使用者への通知について

下記の中高層共同住宅については、「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱」に基づき中高層共同住宅設置者等と「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約」を締結し、各戸検針、各戸請求を実施してきました。

この契約では、各戸に設置する子メーターの維持管理は中高層共同住宅設置者等が実施することとなっていますが、子メーターの取替え等が実施されていません。

のまま子メーターの取替え等が実施されない場合、契約期間終了に伴い、水道料金等については、親メーターの指針で計算をし、中高層共同住宅設置者等に請求をすることになります。

つきましては、豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱第12条第2項の規定により、水道使用者に対して、子メーターの取替え等が実施されない場合、検針及び請求の方法が変更になる旨を通知いたしますので、ご承知おきください。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市 町字 丁目	番地
共同住宅 の名称		

様式第5 (第12条関係)

(水道使用者)

年　月　日

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

水道料金等の検針及び請求方法の変更について

下記の中高層共同住宅については、「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱」に基づき中高層共同住宅設置者等と「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約」を締結し、各戸検針、各戸請求を実施してきました。

この契約では、各戸に設置する子メーターの維持管理は中高層共同住宅設置者等が実施することとなっていますが、中高層共同住宅設置者等に対し子メーターの取替え等を依頼してきましたが、実施されていません。

このまま子メーターの取替え等が実施されない場合、契約期間終了に伴い、水道料金等については、親メーターの指針で計算をし、中高層共同住宅設置者等に請求をすることになりますので、事前にお知らせいたします。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			

様式第6 (第15条関係)

セキュリティシステム対応共同住宅開錠方法届出(変更)通知書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

(中高層共同住宅設置者等)

住 所	〒	
名 称 又は 商 号		
代表者 又は 氏 名		
電 話	()	—

豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱に基づき、セキュリティシステム対応共同住宅の開錠方法(暗証番号)を通知します。

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			
開錠方法(暗証番号) ※該当する項目に必要事項を記入してください。 ※開錠にあたり必要条件等があれば備考欄に記入してください。			
鍵	(貸与個数) 個	(備考)	
暗証番号	(暗証番号)	(備考)	
その他			

局使用欄	預り証番号	発行日	担当	
------	-------	-----	----	--

様式第7 (第15条関係)

セキュリティシステム対応共同住宅借用物預り証

年 月 日

(中高層共同住宅設置者等)

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

セキュリティシステム対応共同住宅開錠方法届出（変更）通知書によりご提供いただきましたもの（以下「借用物」）を下記のとおりお預かりいたします。

なお、借用物は「検針、水道料金等徴収及びこれらに付帯する業務」にのみ使用し、厳重に管理いたします。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			
鍵	(貸与個数) 個	(備考)	
暗証番号	(暗証番号)	(備考)	
その他			
預り証番号			

管理責任者

豊橋市上下水道局
営業課長

様式第8 (第18条関係)

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

中高層共同住宅水道特別取扱契約解除依頼書

下記のとおり豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約の解除を依頼します。

記

(中高層共同住宅設置者等)

住 所	〒	
名 称 又は 商 号		
代表者 又は 氏 名		
電 話	()	-

共同住宅 の名称	
契約解除 の理由	

様式第9 (第18条関係)

中高層共同住宅水道特別取扱契約解除通知書

年 月 日

(中高層共同住宅設置者等)

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

契約解除依頼により、豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約を下記のとおり解除したので
通知します。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			
解除年月日	年 月 日		

様式第10 (第19条関係)

中高層共同住宅水道特別取扱契約期間終了通知書

年 月 日

(中高層共同住宅設置者等)

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

下記の中高層共同住宅では、「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱」又は「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約」とおり 年 月 日をもって契約期間が終了いたしました。

なお、契約期間終了に伴い、次回検針日以降の水道料金等については、親メーターの指針で計算をし、中高層共同住宅設置者等に請求します。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市 町字 丁目	番地
共同住宅 の名称		

様式第11 (第19条関係)

(水道使用者)

年　月　日

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

中高層共同住宅水道特別取扱契約期間終了について

下記の中高層共同住宅については、「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱」に基づき中高層共同住宅設置者等と「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約」を締結し、各戸検針、各戸請求を実施してきました。

この契約では、各戸に設置する子メーターの維持管理は中高層共同住宅設置者等が実施することとなっていますが、中高層共同住宅設置者等に対し子メーターの取替え等を依頼してきましたが、取替えされないまま、 年 月 日をもって契約期間が終了しました。

なお、契約期間終了に伴い、次回検針日以降の水道料金等については、親メーターの指針で計算をし、中高層共同住宅設置者等に請求します。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市 町字 丁目	番地
共同住宅 の名称		

様式第12 (第20条関係)

是正勧告書

年　月　日

(中高層共同住宅設置者等)

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

下記の中高層共同住宅では、「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱」又は「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約」の規定に違反する事項が見受けられます。

つきましては、これら事項を　　年　月　日までに是正いただきますよう勧告いたします。

なお、期限までに是正いただけない場合には、中高層共同住宅水道特別取扱契約解除通知書により、「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約」を解除させていただく場合、水道料金等については、親メーターの指針で計算をし、中高層共同住宅設置者等に請求をすることになります。

つきましては、豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱第20条第2項の規定により、水道使用者に対して、検針及び請求の方法が変更になる旨を通知いたしますので、ご承知おきください。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			
是正すべき事項			

様式第13 (第20条関係)

中高層共同住宅水道特別取扱契約解除通知書

年 月 日

(中高層共同住宅設置者等)

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

下記の中高層共同住宅では、 年 月 日に是正勧告をしましたが、

年 月 日現在に至るも是正されておりません。

したがって、豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱第20条の規定により、
年 月 日をもって契約を解除します。

なお、契約解除に伴い、次回検針日以降の水道料金等については、親メーターの指針で計算
をし、中高層共同住宅設置者等に請求します。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			

様式第14 (第20条関係)

(水道使用者)

年　月　日

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

中高層共同住宅水道特別取扱契約解除について

下記の中高層共同住宅については、「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱」に基づき中高層共同住宅設置者等と「豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約」を締結し、各戸検針、各戸請求を実施してきました。

この契約に基づき、中高層共同住宅設置者等に対し必要な改善を依頼してきましたが、適切な対応がなされなかつたため、 年　月　日をもって契約を解除しました。

なお、契約解除に伴い、次回検針日以降の水道料金等については、親メーターの指針で計算をし、中高層共同住宅設置者等に請求します。

記

給水装置 設置場所	〒 豊橋市	町字 丁目	番地
共同住宅 の名称			